



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 2 5 号 令和 2 年 7 月 2 1 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 8 2	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
4 8 3	道路の区域を変更する件	道路整備課
4 8 4	道路の供用を開始する件	同

徳島県告示第四百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年七月二十一日から同年十一月二十一日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年七月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目一番地一	辻田 泰徳

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス上板店

所在地 板野郡上板町椎本字寺ノ前五八三番一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号	辻田 泰徳

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目一番地一	辻田 泰徳

4 変更年月日

令和二年六月一日

二 届出年月日

令和二年六月一日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び上板町産業課

2 縦覧の期間 令和二年七月二十一日から同年十一月二十一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び上板町産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
2 8	阿南小松島	小松島市榎渕町字外開一 六五番地先から 同 立江町字中ノ坪 一七〇番地先まで	旧	二二・四〇・三三・〇	三一三・六
		同 小松島市立江町字中ノ坪 二七八番地先から 同 榎渕町字油免一 四番四地先まで	新	八・二〇・五三・七	六九三・〇

徳島県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和二年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 9	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島環状	徳島市末広三丁目一番三七 地先から 同 末広二丁目七九番地 先まで	二四九・〇	令和二年七月二十一日